

こども誰でも通園制度（仮称）の本格実施を見据えた試行的事業について

1. 概要

「こども誰でも通園制度（仮称）」は、令和5年12月に閣議決定された「こども未来戦略」で加速化プランの一つに掲げられた施策で、全てのこどもの育ちを応援し、こどもの良質な成育環境を整備するとともに、全ての子育て家庭に対して、多様な働き方やライフスタイルにかかわらない形での支援を強化するため、月一定時間までの利用可能枠の中で、就労要件を問わず時間単位で柔軟に利用できる事業として、現在、国が制度検討を進めているもの。

この度、同事業の本格実施を見据えて令和6年度に実施される試行的事業の実施自治体に、本市が採択されたもの。

2. 事業内容

(1)対象児童

保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業等に通っていない、
0歳6か月～満3歳未満児

(2)実施施設

6施設(認定こども園、幼稚園、小規模保育施設)

(3)利用時間

こども一人当たり「月10時間」を上限

(4)利用料

こども一人1時間当たり300円程度を標準とし、各事業所において設定した額を保護者負担とすることができる

3. 全国での実施予定

108自治体（県内は、青森市と八戸市の2市）

4. 今後のスケジュール案

令和6年2月～3月 国の試行的事業検討状況を注視しながら、実施予定施設と実施方法等について協議、予算措置

4月～5月 事業実施要領等整備

広報はちのへ5月号、市ホームページ、SNS等による周知

6月～令和7年3月

事業実施